

学校法人 尚美学園 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、全従業員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間

2 内 容

目標 1 所定外労働時間の削減のための措置を講ずる。

<対策> 平成 27 年 4 月～

- ① 所定外労働時間が 1 ヶ月 60 時間以上の月が連続して 3 ヶ月以上の従業員がいた場合、本人及び所属長へのヒアリング調査を行う。
- ② 上記①のヒアリング調査の結果、必要な場合には、当該部署及び従業員の業務分担の見直し並びに業務の再設計を行う。

目標 2 年次有給休暇の取得促進のための措置を講ずる。

<対策> 平成 27 年 4 月～

- ① 毎月全従業員の年次有給休暇取得日数を調査し、現状を把握する。
- ② 上記①の結果、年間を通し年次有給休暇取得率が他の従業員と比較し極めて低い従業員がいた場合、本人及び所属長へのヒアリング調査を行い、取得率向上を呼びかける。必要な場合には、当該部署及び従業員の業務分担の見直し並びに業務の再設計を行う。

学校法人尚美学園 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標 1 一般職の女性労働者の採用を1人以上増やす

取組内容 令和4年4月～ 女性がいらない又は少ない部門・職種への女性労働者の積極的な配置

目 標 2 管理職の女性労働者の採用を1人以上増やす

取組内容 令和4年4月～ 管理職における女性労働者の配置拡大と多様な職務経験の付与を実施する